

件名	愛媛県看護職員修学資金貸付条例の一部を改正する条例
主管課	医療対策課
根拠法令等	介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律 (平成23年6月22日公布・平成24年4月1日施行)
<p>【改正の概要】</p> <p>看護職員を養成する学校又は養成所(看護職員養成施設)に在学する貸費生であった者が、卒業後、特定施設(病床数 200 床未満病院等)に5年以上継続就業すれば返還免除(当然免除)となる。</p> <p>今回、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律が、平成23年6月22日公布、平成24年4月1日施行されることに伴い、引用する法律の条項ずれに伴う規定整備を行う。</p> <p>〔改正する条例〕</p> <p>条例第6条第1号キ関係</p> <p>介護保険法第8条第25項に規定する介護老人保健施設</p> <p>第8条第27項</p>	
施行日	平成24年4月1日
<p>【その他参考事項】</p> <p>返還免除要件に該当する施設</p> <p>県内</p> <p>ア 病床数が200床未満の病院、精神病床が80%以上の病院、又は65歳以上の者の入院比率が60%以上の病床を有する病院</p> <p>イ 診療所</p> <p>ウ 重症心身障害児施設</p> <p>エ 児童福祉法に基づき指定された独立行政法人国立病院機構の設置する病院</p> <p>オ 母子保健センター(助産師のみ)</p> <p>カ 地域保健法第21条第2項第1号に規定する特定町村(保健師のみ)</p> <p>キ <u>介護老人保健施設(今回、根拠条項を改正)</u></p> <p>ク 訪問看護事業所 等</p> <p>県外</p> <p>独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園(群馬県)</p>	